

(案)

要割印
収入印紙

森林整備事業請負契約書

- 1 事業名 大魚国有林立木販売・造林作業請負一括事業（混合契約）
- 2 事業場所 島根県鹿足郡津和野町左鐙 大魚国有林
- 3 事業量 別紙 事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約日の翌日から
令和10年11月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- [注] 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方
税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に
10/110を乗じて得た額である。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除 の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
×	部分払	回以内	第38条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
植栽器具	コンテナ苗用	5セット	島根森林管理署	別途指示

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙 1 のとおり。
- (4) 国庫債務負担行為に係る契約の特則については、別紙 2 のとおり。
- (5) その他特記仕様書は別紙 3-1、3-2、3-3 のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 8 年 10 月 22 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 島根県松江市向島町 1 3 4 - 1 0
分任支出負担行為担当官

氏 名 島根森林管理署長 児玉 望 印

請負者 住 所

氏 名 印

〔注〕 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
○	各会計年度における請負金の 支払限度額	令和 8 年度 0 円	第 4 0 条第 1 項
		令和 9 年度 0 円	
		令和10 年度 円	
×	支払限度額に対応する各会計 年度の出来高予定	年度 円	第 4 0 条第 2 項
		年度 円	
		年度 円	
×	前払金		第 4 1 条
×	翌会計年度の前払金相当額		第 4 1 条第 3 項
×	部分払		第 4 2 条
×	前払金の支払を受けている 場合の部分払額の決定	(a)	第 4 2 条第 2 項
		(b)	
×	各会計年度において部分払 を請求できる回数	年度 回	第 4 2 条第 3 項
		年度 回	
		年度 回	

特記仕様書

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

特記仕様書（安全確保に資する衛星携帯電話の利用について）

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。
- 4 請負者は、監督職員が3による衛星携帯電話の通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更または利用を中止するものとする。
- 5 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。

なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。

 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無 他事業名（署名・物件名）
- 5 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 6 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。

なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 7 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 8 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。

また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

特記仕様書（熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について）

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

（1）真夏日

日最高気温が30度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）または暑さ指数（WBGT値）が25度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

（2）事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

（3）真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。

なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT値）を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得または計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員に事業日報及び計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数（※）} \quad \text{※補正係数は1.2とする。}$$

事業内訳書

可分作業区分	作業種	事業期間	国有林・林小班	記番	数量	摘要
日原 担当区	地拵	契約日の翌日から 令和10年11月30日まで	大魚 587ち		1.70ha	筋刈存置
		小計				1.70ha
	植付	契約日の翌日から 令和10年11月30日まで	大魚 587ち		1.70ha	コンテナ苗 スギ：2,860本 ヒノキ：540本
		小計				1.70ha
地拵 合計					1.70ha	
植 付 合計					1.70ha	

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名				事業場所				
発生日時	令和 年 月 日(曜日)			時 分	天 候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏 名		生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職 種	
	連絡先						経験年数	
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所	
今後の対策								
所見・状況								

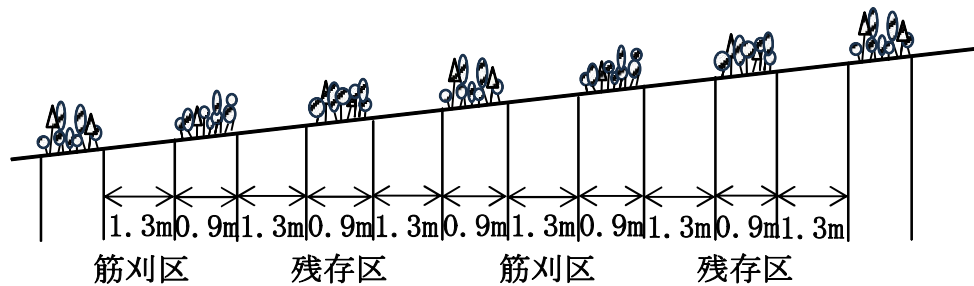
注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

地拵（筋刈存置）仕様書

（地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 地床植生の刈払い等により発生した刈払物については、その場に存置する。
- 2 地床植生（ササ、シダ類）の密生している個所は、原則として下図の要領により筋刈とする。

図（側面図）



- 3 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる場合は、原則として残存筋上に集積する。
- 4 地拵は等高線に沿って行う。

（立木の保残）

- 5 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

（巻枯らしの要領）

- 6 巻枯らしは、地上おおむね1mの箇所、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

（その他）

- 7 地拵実施後、植付までに期間が空いたことにより再度下草が繁茂し、植付に支障を来すと判断される場合は、監督職員と現地立会のうえ、植付に支障がない最低限の範囲で刈払を指示することがある。
- 8 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付仕様書

(マルチキャビティーコンテナ苗)

(植栽箇所の確認)

- 1 主伐と植付を一括契約した場合、伐採終了後直ちに監督職員の確認を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

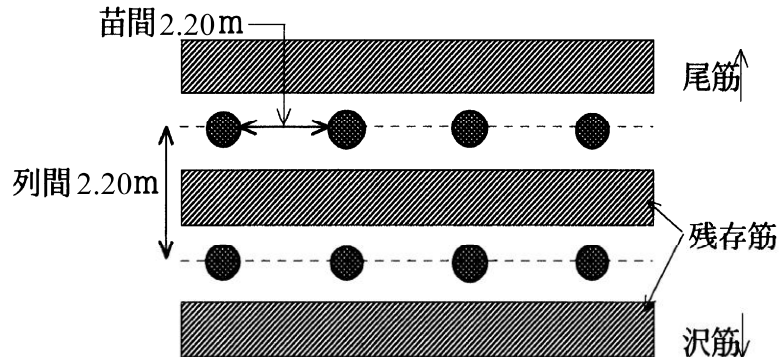
(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

- 2 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

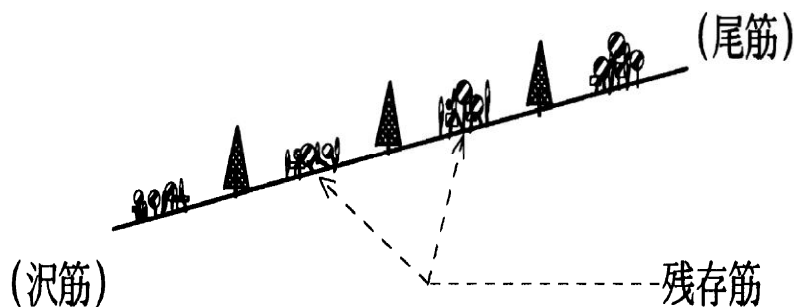
植付樹種	1 ha 当たりの植付本数(本/ha)
スギ	2,000本/ha
ヒノキ	2,000本/ha

- 3 植付は等高線方向に水平方向に沿って行う。
- 4 無地拵の植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は「2.20m」とする。
- 5 筋刈存置地拵箇所の植付は、原則として方形植とし、列間距離及び苗間距離は2.20mとする。下図の要領により植付ける。

図(平面図)



図(側面図)

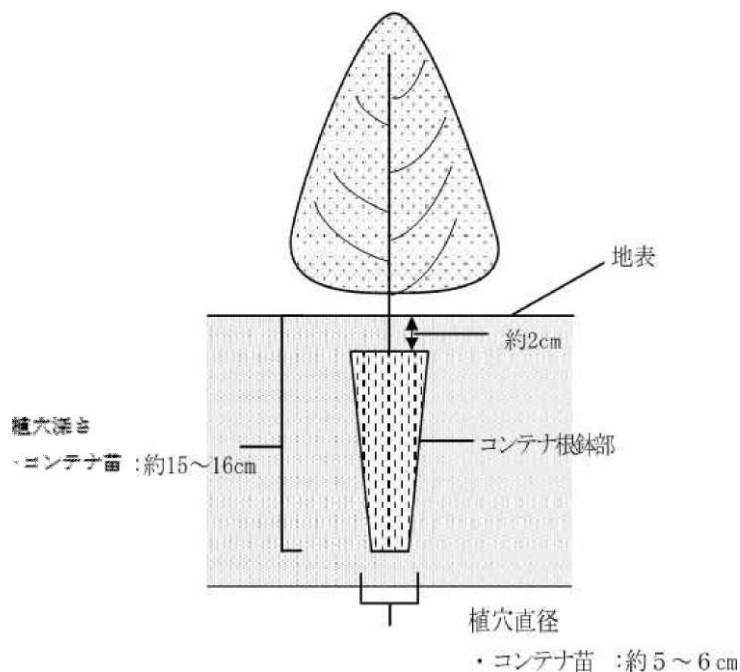


(植付要領)

- 6 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したものを）を用いて植付地点を決定する。
- 7 植付地点に伐根、石礫等がある場合、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 8 植栽器具を植付地点に挿し込み、コンテナ苗は直径約 5～6cm、深さ約 15～16cm の植穴をつくる。
- 9 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。（根鉢と植穴との間に空隙 がある場合は土を入れる。）
- 10 踏付けは、体重を適度に掛け、根鉢と土を密着させること。
- 11 コンテナ苗根鉢の上端より 2cm 程度の高さが植付後の地表面とする。

(苗木の管理・取扱)

- 12 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。
- 13 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 14 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



苗木購入仕様書

(マルチキャビティコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齢	苗長	根元径	数量	備考
スギ	2年生 以上	30cm 以上	3.5mm 以上	2,860 本	150cc 特定苗木
ヒノキ	2年生 以上	30cm 以上	3.5mm 以上	540 本	150cc 特定苗木
計				3,400 本	

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) コンテナ苗の根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記 1、2 の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

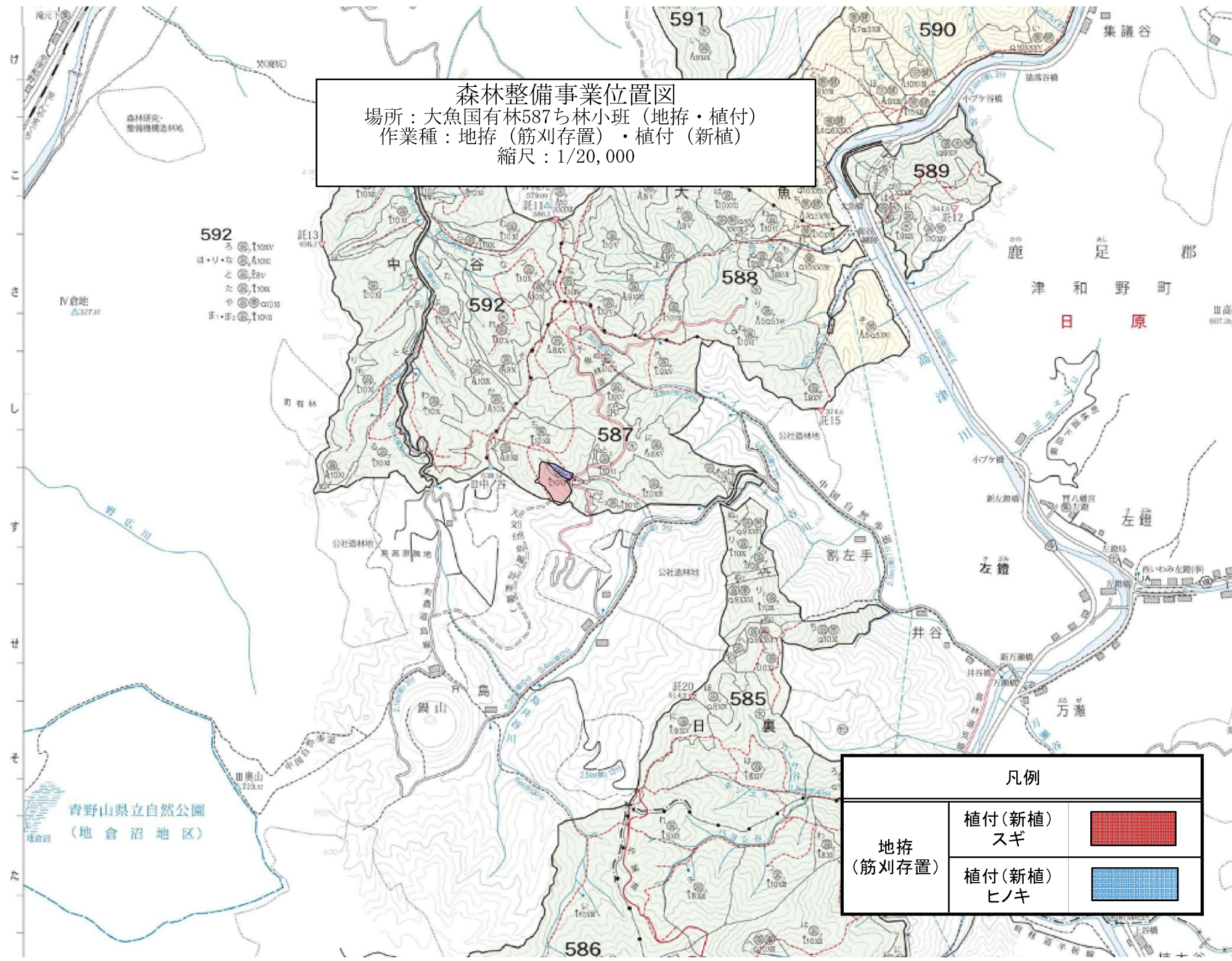
4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

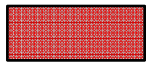
5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう 10 本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

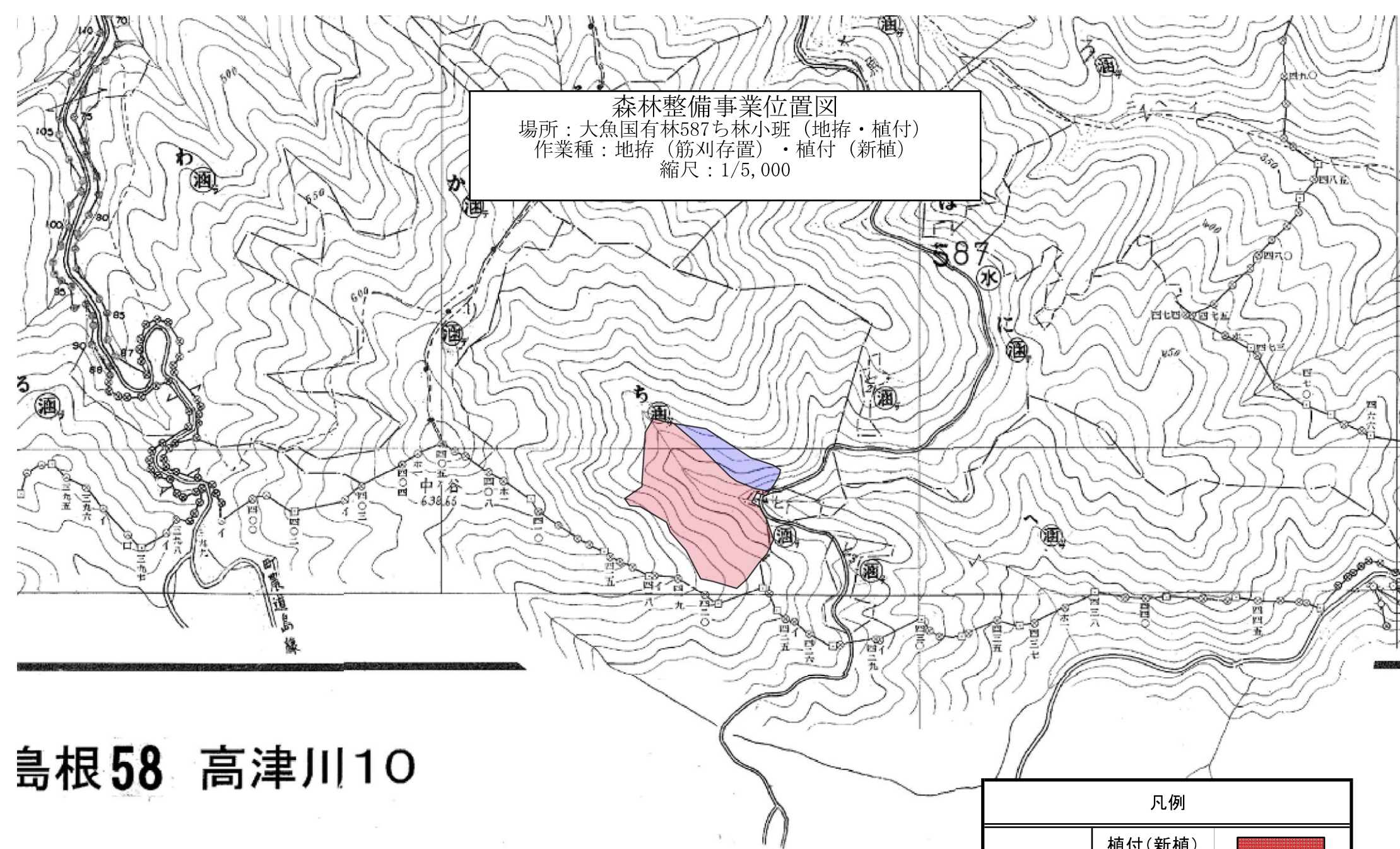
6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

森林整備事業位置図
 場所：大魚国有林587ち林小班（地拵・植付）
 作業種：地拵（筋刈存置）・植付（新植）
 縮尺：1/20,000



凡例		
地拵 (筋刈存置)	植付(新植) スギ	
	植付(新植) ヒノキ	

森林整備事業位置図
場所：大魚国有林587ち林小班（地拵・植付）
作業種：地拵（筋刈存置）・植付（新植）
縮尺：1/5,000



島根58 高津川10

凡例		
地拵 (筋刈存置)	植付(新植) スギ	
	植付(新植) ヒノキ	

(別紙) 契約情報の公表様式

請負事業の契約情報

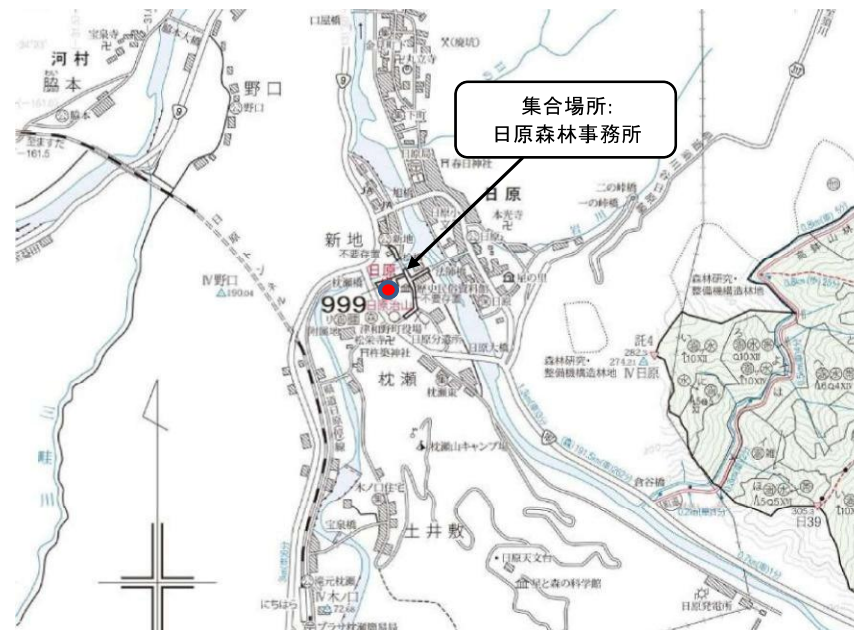
島根森林管理署

事業名：大魚国有林立木販売・造林作業請負一括作業（混合契約）

作業種	国有林	林小班	実行 数量 (ha、km)	作業期間	林分条件	作業条件			
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離(往復・km)	通勤時間(往復・分)	通勤起点
地拵	大魚	587ち	1.70	契約日の翌日から 令和10年11月30日まで	易（100％）	人力・機械	25.0	85	津和野町役場
計			1.70						
植付	大魚	587ち	1.70	契約日の翌日から 令和10年11月30日まで	中（100％）	人力	25.0	85	津和野町役場
計			1.70						

現場説明会

所在地：島根県鹿足郡津和野町左鍔 大魚国有林 587ち林小班



現地案内集合場所及び案内者

日 時：令和8年11月17日(火) 午前 10時00分 (雨天決行)
集合場所：日原森林事務所 (島根県鹿足郡津和野町枕瀬218-1)
連絡先：050-3160-6130
案内者：島根森林管理署 業務グループ

※現場説明会の参加希望者は現地説明会の前日17時(前日が休日の場合はその直前の平日17時)までに、島根森林管理署 業務グループまで必ずご連絡ください。

(なお、入札参加には原則として現場説明会への参加が必要ですので、やむを得ず参加できない場合も、必ずご連絡ください。)